

担当	滋賀労働局労働基準部
	監督課長 嶋田 憲嗣
	地方労働基準監察監督官 吉村 賢一
	専門監督官 古川 八三 (電話) 077 - 522 - 6649

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します
 ~ 労使への主体的取組の要請や労働局長による企業訪問などを実施 ~

厚生労働省では、過労死等防止啓発月間である11月に、過労死等につながる過重労働などへの対応として、「過重労働解消キャンペーン」を行います。

滋賀労働局(局長 大山 剛二)では、労使の主体的な取組を促す取組のほか、局長による長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業への訪問、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導などを行います。

【過重労働解消キャンペーンの概要】(詳細は別紙1)

1 実施期間

平成29年11月1日(水)から11月30日(木)までの1か月間

2 具体的な取組

労使の主体的な取組を促します(詳細は別紙2)

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対して、労働局長が直接協力要請を行います。

1 実施日時: 10月27日(金) 10:00~10:30

要請先: 一般社団法人滋賀経済産業協会

2 実施日時: 10月26日(木) 13:30~14:00

要請先: 日本労働組合総連合会滋賀県連合会

労働局長がベストプラクティス企業への職場訪問を実施します(詳細は別紙3)

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を収集して、地域に紹介します。

実施日時: 11月20日(月) 15:30~17:30(予定)

訪問先: 社会福祉法人あいの土山福祉会エーデル土山(甲賀市土山町北土山2062)
 訪問先へのお問い合わせの際の留意点は別紙3。

重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ労働基準監督署が重点的な監督指導を行います。

休日に無料電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時: 10月28日(土) 9:00~17:00

フリーダイヤル: 0120 - なくしましゅう 794 - 長い残業 713

周知・啓発を行います

過重労働解消キャンペーンの趣旨などを、広く県民に周知を図ります。

働き方改革関連の発表です。



1 実施期間

平成29年11月1日(水)から11月30日(木)までの1か月間

2 具体的な取組

1 労使の主体的な取組を促します

別紙2のとおり。

2 労働局長がベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

別紙3のとおり。

3 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

◎ 監督指導の対象とする事業場等

- ・ 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ・ 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

◎ 重点的に確認する事項

- ・ 時間外・休日労働がいわゆる36協定届の範囲内であるか、賃金不払残業が行われていないかなどを確認し、法違反が認められた場合は、是正を指導します。
- ・ 不適切な労働時間管理は労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ・ 長時間労働者に対して医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

◎ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

4 休日に無料電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、労働局の担当官が相談に対応します。

◎ 実施日時：平成29年10月28日(土) 9:00～17:00

◎ フリーダイヤル：0120-794-713

※「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

- ・ 最寄りの労働基準監督署（開庁時間 平日8:30～17:15）
- ・ 労働条件相談ほっとライン（月～金17:00～22:00、土・日10:00～17:00）

0120 - 811 - 610

など

5 周知・啓発を行います

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて、広く県民に周知を図ります。

労使の自主的な取組を促します

1 取組の趣旨・概要

雇用の推進と働きやすい滋賀の実現をめざし策定した「滋賀県雇用推進プラン」(※1)に基づく取組のうち、「働き方改革の推進」を重点的に取り組むべき重点課題の1つとして位置付ける共同宣言(※2)を行ったことを受け、キャンペーンに先立ち、使用者団体と労働組合に対して、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組について、主体的な取組を促します。

※1 「雇用推進行労使会議チャレンジしが」(滋賀県・滋賀労働局・連合滋賀・(一社)滋賀経済産業協会)において平成27年3月に決定。

※2 平成29年3月27日実施。

2 具体的な取組

1 一般社団法人滋賀経済産業協会会長への要請

- ◎ 日 時：平成29年10月27日(金) 10:00～10:30
- ◎ 場 所：コラボしが21(大津市打出浜2-1)
- ◎ 出席者：一般社団法人滋賀経済産業協会 会長 井門 一美氏 ほか
滋賀労働局 局長 大山 剛二 ほか

【取材に当たってのご登録】

取材をご希望される場合は、お手数ですが10月26日(木) 12:00まで滋賀労働局労働基準部監督課(担当：嶋田、古川)あて、ご連絡(077-522-6649)いただきますようお願いいたします。また、当日は取材いただいた方にも要請文(写)を配付いたします。

2 日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長への要請

- ◎ 日 時：平成29年10月26日(木) 13:30～14:00
- ◎ 場 所：日本労働組合総連合会滋賀県連合会(大津市松本2-10-6)
- ◎ 出席者：日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長 山田 清氏 ほか
滋賀労働局 局長 大山 剛二 ほか

3 使用者団体、労働組合などへの要請

そのほか、以下の団体へも協力要請を行います。

- ◎ 使用者団体：①滋賀経済同友会、②滋賀県商工会議所連合会、
③滋賀県商工会連合会、④滋賀県中小企業団体中央会等40団体
- ◎ 労働組合：滋賀県労働組合総連合
- ◎ 関係団体：滋賀県社会保険労務士会、公益社団法人滋賀労働基準協会等の11団体(本取組の周知・啓発などの実施についての協力要請)
- ◎ 地方公共団体：滋賀県、県内全ての19市町(関係団体と同趣旨)

1 取組の趣旨・概要

過重労働解消に向けた社会的機運の醸成を図るため、報道関係者に公開の上で、管内の主要な企業の本社等に、労働局長が訪問し、その企業の長時間労働の削減に向けた積極的な取組内容や効果などを伺うとともに、その取組を他の企業に対して広く紹介する。

2 訪問の概要

1 実施日時 ※当日のスケジュールは次頁。

平成29年11月20日（月） 15:30～17:30（予定）

2 訪問先

社会福祉法人 あいの土山福祉会 エーデル土山

- ◎ 代表者：理事長 服部 治男 氏
- ◎ 事業内容：介護施設（特別養護老人ホーム・デイサービス・ショートステイ）
- ◎ 従業員数：80名（2017.9末）
- ◎ 所在地：滋賀県甲賀市土山町北土山2062
- ◎ URL：<http://www.edeltutiyama.jp>

3 お伺いする主な内容

- ◎ エーデル土山が取り組む従業員の“**トリプルゼロ**”について
※ 残業ゼロ・腰痛ゼロ・メンタル不調ゼロ
 - ◎ 取組を行うこととしたきっかけ
 - ◎ 取り組む上での課題
 - ◎ 取組の結果と結果がもたらした経営上のメリット
- ★ 取組風景の見学や働く方の声を聴くことも行います。**

【取材に当たってのご登録】

取材をご希望される場合は、お手数ですが11月17日（金）12:00まで滋賀労働局労働基準部監督課（担当：嶋田、吉村）あて、ご連絡（077-522-6649）いただきますようお願いいたします。

なお、当日は、以下の点にご留意ください。

- ① 訪問先の利用者のプライバシーの観点から撮影場所等には制限があります。
- ② 訪問先から取組内容が分かる資料が配付される予定です。

当日のスケジュール

● 平成29年11月20日（月）

15:30～15:50 施設内の巡回

労働生産性向上のため特殊機器を使う様子が見られます。

15:50～16:00 労働局長からの訪問の趣旨等の説明

16:00～16:30 エーデル土山からの取組内容の説明

16:30～16:45 休憩（15分）

この時間帯に施設長さんや労働局長への取材が行えます。

16:45～17:30 意見交換

16:55～17:10
頃に、従業員が
一斉に帰宅する
様子が見えます。

**※ 15:30～17:30であれば、
どの時間帯からも取材可能です。
ぜひ、取材にお越しく下さい！**

参加者

● 社会福祉法人 あいの土山福祉会 エーデル土山

※ 所在地は、甲賀市土山町北土山2062

施設長：廣岡 隆之（ひろおか たかゆき）氏

● 滋賀労働局

局長：大山 剛二（おおやま ごうじ）

主な見どころ

● 管理職を含めて残業時間ゼロを達成

キーワードの「**トリプルゼロ**」とは。